

# 「日 EU・EPA 及び TPP11 に係る原産地規則説明会」

公益財団法人 日本関税協会神戸支部  
神戸通関業会

現在、日 EU・EPA 及び TPP11 は既に発効し、各協定に基づく税関手続き等が行われているところですが、日 EU・EPA 及び TPP11 では、輸出入者・生産者による原産地の自己申告制度が全面的に採用されるなど新たな制度となっています。このため、輸出入者・生産者の皆様は、自ら原産地規則を正確に把握し、適正な申告を行うことが求められることから、輸入の際に税関への提出が必要とされる資料など運用面に関する理解も必須となります。

つきましては、日本関税協会神戸支部及び神戸通関業会の共催で、下記のとおり説明会を開催することと致しました。本説明会では、東京税関原産地センターの担当官を講師としてお招きし、自己申告制度を含む原産地規則について解説致します。

参加を希望される方は、必要事項を記入のうえ、来る **5月10日(金)** までに神戸通関業会宛てメール又は F A X にてお申込みいただきますようお願いいたします。

なお、参加希望者が定員を超える場合は、参加をご遠慮いただく場合がございますのでご了承願います。(参加可能な場合は、特に連絡いたしません。)

## 記

会場	高 松	広 島	神 戸
日時	5月28日(火) 13:30~16:00	5月31日(金) 13:30~16:00	6月7日(金) AM 10:00~12:30 及び PM 14:00~16:30
場所	<a href="#">高松センタービル</a> 201号室(定員70名) 高松市寿町2-4-20	<a href="#">RCC文化センター</a> 601号室(定員70名) 広島市中区橋本町5-11	<a href="#">神戸ポートオアシス</a> 502・3号室 (定員各100名) 神戸市中央区新港町5-2
講師	東京税関業務部 金子憲一 総括原産地調査官 飯島 望 調査官	東京税関業務部 金子憲一 総括原産地調査官 郷司大介 調査官	東京税関業務部 金子憲一 総括原産地調査官 前川紘子 調査官
内容	① 日 EU・EPA 及び TPP11 (CPTPP) 原産地規則について【概要】 ② 日 EU・EPA 及び TPP11 (CPTPP) 原産地規則について【実務編】 ③ 質疑応答 ※上記内容は、今後の調整等により変更が生じる可能性があります。		

<申し込み先> 神戸通関業会  
**info@kobe-tsukan.gr.jp**  
**F A X 078-331-1013**

# 日 EU・EPA 及び TPP11 に係る原産地規則説明会参加申込書

＜申し込み締め切り＞ 5月10日（金）

貴社名

日本関税協会神戸支部会員  神戸通関業会会員  その他（該当する項目にレ印）

ご担当者名

ご連絡先

	高松 5/28	広島 5/31	神戸 6/7 AM	神戸 6/7 PM
氏名				

※1 法人2名までの申込みにご協力お願いします。

質問事項がある場合は、以下に記入ください。

- ご質問はどの EPA ですか。（該当する項目にレ印）
  - ① 日・EU EPA
  - ② TPP11
  - ③ その他（ ）
- ご質問は何についてですか。（該当する項目にレ印）
  - ① 原産地基準について
  - ② 原産品申告書（輸入者による自己申告）について
  - ③ 原産品申告書（輸出者、生産者による自己申告）について
  - ④ 原産性の審査及び事後確認について
  - ⑤ 原産品申告明細書について
  - ⑥ 原産品申告書の提出時期について（BP, IS, ISW, 特例申告）
  - ⑦ 運送要件証明書について
  - ⑧ 原産品申告書の有効期限について
  - ⑨ 書類の保存について
  - ⑩ 事前教示について
  - ⑪ その他（ ）
- ご質問等の内容を公表してよろしいでしょうか？（該当する項目レ印）
  - はい
  - いいえ
- 具体的なご質問の内容